

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 三 年 一 月 二 十 六 日

目 次

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

(家畜防疫対策課) ページ 一

公 示

○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の件

(農村振興課) 一

告 示

岐阜県告示第三十三号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示（令和三年岐阜県告示第二号）は、令和三年一月二十六日限り廃止する。

令和三年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の件

一般社団法人岐阜県農畜産公社から農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請に係る農地の所在及び地番、地目並びに面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
養老郡養老町金屋二丁目三番七	田	一一五

養老郡養老町金屋二丁目三番八	田	三三
養老郡養老町金屋二丁目三番九	田	一三
養老郡養老町金屋二丁目三番一〇	田	三三
養老郡養老町金屋二丁目三番一一	田	六・六一
養老郡養老町金屋二丁目三番一二	田	四九
養老郡養老町直江字広面二四八五番一	田	三五〇
養老郡養老町直江字広面二四八五番三	田	三三八
養老郡養老町直江字広面二四八五番五	田	一六
養老郡養老町直江字広面二四八五番六	田	一七二
養老郡養老町直江字広面二四八五番七	田	四九
養老郡養老町直江字広面二四八五番八	田	二九
養老郡養老町直江字広面二四八五番一〇	田	九・九一
養老郡養老町直江字広面二四八五番一一	田	九・九一
養老郡養老町直江字広面二四八五番一二	田	一三
養老郡養老町直江字広面二四八五番一三	田	一六
養老郡養老町直江字広面二四八五番一四	田	二三
養老郡養老町直江字広面二四八五番一五	田	三九
養老郡養老町直江字広面二四八五番一六	田	九・九一
養老郡養老町直江字広面二四八五番一七	田	三九
養老郡養老町直江字広面二四八五番一八	田	三六
養老郡養老町直江字広面二四八五番一九	田	一九
養老郡養老町直江字広面二四八五番二〇	田	一三
養老郡養老町直江字広面二四八五番二一	田	六・六一
養老郡養老町直江字広面二四八五番二二	田	一六
養老郡養老町直江字広面二四八五番二三	田	一三
養老郡養老町直江字広面二四八五番二四	田	三・四五

養老郡養老町直江字野割二五七六番一	田	二三
養老郡養老町直江字野割二五七六番二	田	一九
養老郡養老町直江字野割二五七六番三	田	七二
養老郡養老町直江字野割二五七六番四	田	三三
養老郡養老町直江字野割二五七六番五	田	三六
養老郡養老町直江字野割二五七六番六	田	六・六
養老郡養老町直江字野割二五七六番七	田	一三
養老郡養老町直江字野割二五七六番八	田	九・九
養老郡養老町直江字野割二五七六番一〇	田	二六
養老郡養老町直江字野割二五七六番一一	田	四二
養老郡養老町直江字野割二五七六番一二	田	一二二
養老郡養老町直江字野割二五七六番一三	田	二三
養老郡養老町直江字野割二五七六番一四	田	一六五
養老郡養老町直江字野割二五七六番一五	田	三三〇
養老郡養老町直江字野割二五七六番一六	田	二八〇
養老郡養老町直江字野割二五七六番一七	田	一三
養老郡養老町直江字野割二五七六番一八	田	二三
養老郡養老町直江字野割二五七六番一九	田	一〇九
養老郡養老町直江字野割二五七六番二〇	田	九・九
養老郡養老町直江字野割二五七六番二一	田	九九
養老郡養老町直江字野割二五七六番二二	田	九八
養老郡養老町直江字野割二五七六番二三	田	一七八
養老郡養老町直江字野割二五七六番二四	田	六・六一
養老郡養老町直江字野割二五七六番二五	田	五九
養老郡養老町直江字野割二五七六番二六	田	二五
養老郡養老町直江字野割二五七六番二七	田	一九
養老郡養老町金屋字太夫田八〇九番	田	三三三

二 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、一般社団法人岐阜県農畜産公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和三年五月一日	権利の始期から令和二十二年十一月三十日まで	一万三百円	農地を利用する権利の始期までに岐阜地方法務局に補償金を供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年二月九日（火）

2 提出先

岐阜県農政部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

令和三年一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社